

No.24 平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望

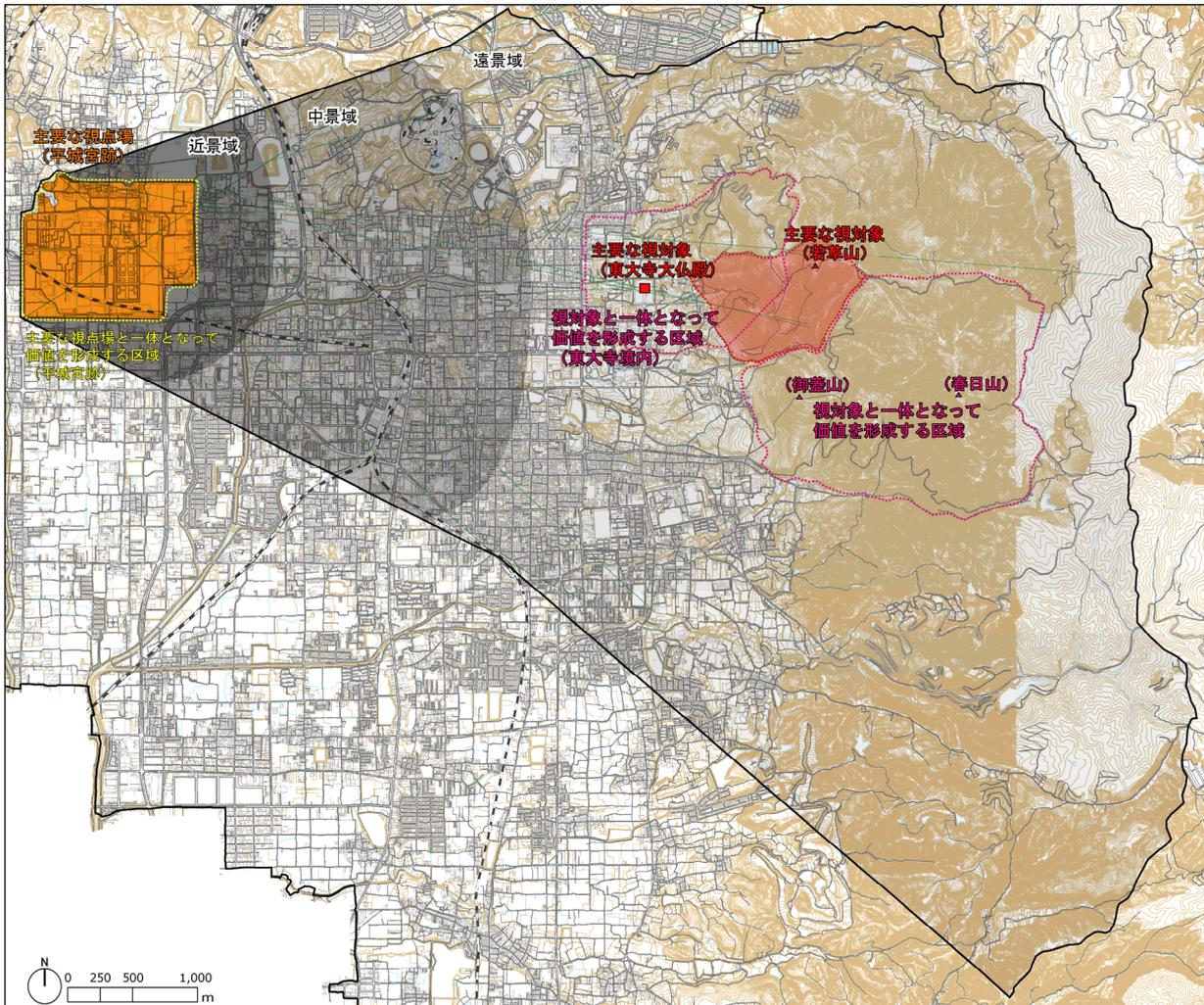
(1) 眺望景観の概要

① 眺望景観の構成

類型	Ⅱ：広がり型眺望景観	
視点場	主要な視点場	平城宮跡
	主要な視点場と一体となって価値を形成する区域	史跡平城宮跡の区域
視対象	主要な視対象	東大寺大仏殿、若草山
	主要な視対象と一体となって価値を形成する区域	東大寺境内(史跡東大寺旧境内の区域)、御蓋山、春日山
眺望空間	近景域	平城宮跡、市街地
	中景域	市街地
	遠景域	市街地、東大寺大仏殿、東大寺境内、若草山、御蓋山や春日山等の山並み
主要な視点場と主要な視対象である東大寺大仏殿とを結ぶ直線を中心に左右 30 度（合計 60 度）の区域であり、かつ、東部山並みの稜線までの区域とする。		



■ 眺望景観の構成図



②奈良らしさ

i) 目に見える景観の特性

近景には広大な史跡地が広がるため、遠方の若草山や春日山をはじめとした美しい山稜を望むことができる。また、若草山や春日山の麓には、東大寺大仏殿や興福寺五重塔を望むことができる。史跡周囲を取り囲む樹木が市街地の喧騒を遮り、緑豊かな眺望景観をつくりだすが、一部高層建築等が突出して見える。

ii) 心で感じる景観の特性

○歴史的背景

平城宮跡は、かつての平城京の北部中央に位置し、東西約 1.3km、南北約 1 km を占める。大極殿・朝堂院や多くの役所などが位置したが、平安時代以降は、長い間水田となっていた。江戸時代末に、北浦定政が実測研究によって平城宮の規模を明らかにし、明治 33 年（1900）奈良県技師関野貞が大極殿跡を明らかにし、宮跡の保存を訴えた。奈良の植木商棚田嘉十郎が私財を投げうって保存運動に努め、大正 11 年（1922）大極殿と朝堂院の跡が史跡指定を受け、翌年国有地化された。

若草山は、山容が菅笠の形をし、3つの嶺が重なったようにみえることから、通俗的に「三笠山」とも呼ばれてきた。若草山の名は「伊勢物語」で在原業平が「むさし野はけふはな焼きそ若草のつまもこもれり我もこもれり」と歌ったことに由来するとも言われている。東大寺山堺四至図によると、元々は樹木の茂った山であったことがわかる。山頂には前方後円墳である史跡鶯塚古墳があり、鶯山とも呼ばれる。

東大寺大仏殿は、正式には東大寺金堂という。奈良時代の大仏殿は、治承 4 年（1180）の平重衡などの南都焼討によって焼失している。建久 6 年（1195）の再建時の落慶法要には源頼朝なども列席した。永禄 10 年（1567）の三好・松永の戦いによって再度焼失したが、公慶上人の尽力や徳川綱吉の寄進などにより、宝永 6 年（1709）に落慶した。これが現在の大仏殿であり、現在でも世界最大級の木造建築である。

○民俗文化・生活文化／文学・芸術作品／説話・伝承

平城宮跡は、万葉集にも多く詠まれている。

「あをによし奈良の都は咲く花のにはほふがごとく今盛りなり」（万葉集 3-328、小野老）

「たち変り古き都となりぬれば道の芝草長く生ひにけり」（万葉集 6-1048、田辺福麻呂歌集）

若草山では、毎年 1 月に、「若草山の山焼き」が行なわれる。若草山の山焼きの起源には、若草山山頂にある鶯塚古墳の鎮魂のためという説や若草山を年内もしくは翌年の 1 月頃までに焼かなければ不祥事が起こると考えられていたためという説、東大寺と興福寺との領地争いがもとであるという説、春の芽生えをよくするための原始的な野焼きの遺風を伝えたものであるという説などの諸説がある。

春季になると一帯では谷間に鶯の鳴く声が聞こえたことから以下の歌が歌われている。

「今もなほ 妻やこもれる 春日野の 若草山に うぐひすの鳴く」

（中務卿親王「夫木抄」）

「すたつとも みゑぬものから 鶯の 山のいろいろ ふみも見るかな」

（「宇津保物語」）

「平家物語」では、治承 4 年（1181）の平重衡などの南都焼討によって東大寺大仏殿が焼

失した様子が描かれており、東大寺大仏殿のわが国の歴史のなかでの重要性を物語る。

「大仏殿の二階の上には千余人のぼりあがり、敵の続くをのぼせじと、橋をばひいてけり。
猛火はまさしうおしかけたり。おめきさけぶ声、焦熱・大焦熱・無間阿毘の炎の底の罪人も、これにはすぎじとぞみえし」

また、和辻哲郎は「古寺巡礼」のなかで以下のように記している。

「大仏殿の屋根は空と同じ蒼い色で、ただこころもち錆がある。それが朧ろに、空に融け入るように、ふうわりと浮かんでいる。その両端の鴟尾のほのかに、実にほのかに、淡い金色を放っているのが、拝みたいほどありがたく感じられた。」

平城宮跡から若草山等への眺望は、写真家入江泰吉の作品でも有名である。

○眺望景観の構成要素の関係

—

iii) 情報としての景観の特性

○名所案内記・絵図等

若草山は、「大和名所図会巻ノ一」(寛政3年(1791))、「奈良名所東山一覽之図」(幕末頃)、「いんぼんや絵図」(明治3~15年(1870~1882))、「奈良名所細見図」(明治24年(1891))など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

平城宮跡は、明治12年(1879)の「奈良名所独案内全」で紹介されている。

○インベントリー

平城宮跡は、世界遺産として多くの人々に知られている。また、奈良は、「わたしの旅100選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、平城宮跡はその多くで構成要素のひとつとしてあげられる。

若草山を含む奈良公園は、「日本の歴史公園100選」「日本の都市公園100選」に選定されている。また、若草山の山焼きは「人と自然が織りなす日本の風景百選」に選定されている。

東大寺は、世界遺産として多くの人々に知られており、南都七大寺のひとつでもある。また、奈良は、「わたしの旅100選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、東大寺はその多くで構成要素のひとつとしてあげられる。

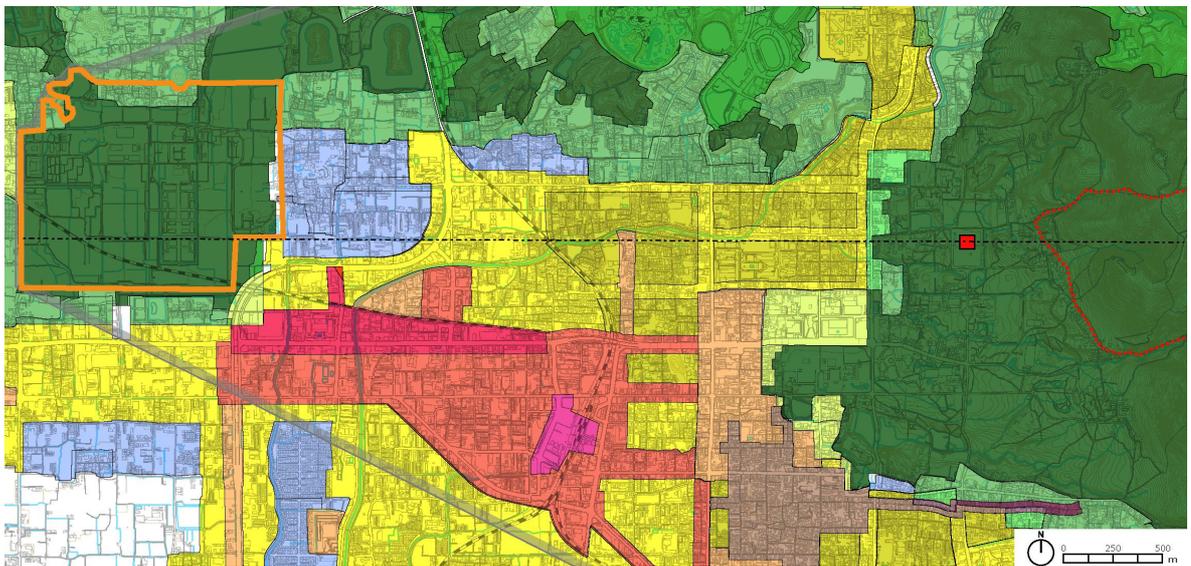
(2) 眺望景観の保全・活用の現状と課題

① 守るための視点

平城宮跡は特別史跡平城宮跡、若草山は、名勝奈良公園、史跡東大寺旧境内、第一種風致地区や歴史的風土特別保存地区等により保護されており、視点場及び視対象については、新たな保全施策は求められない。

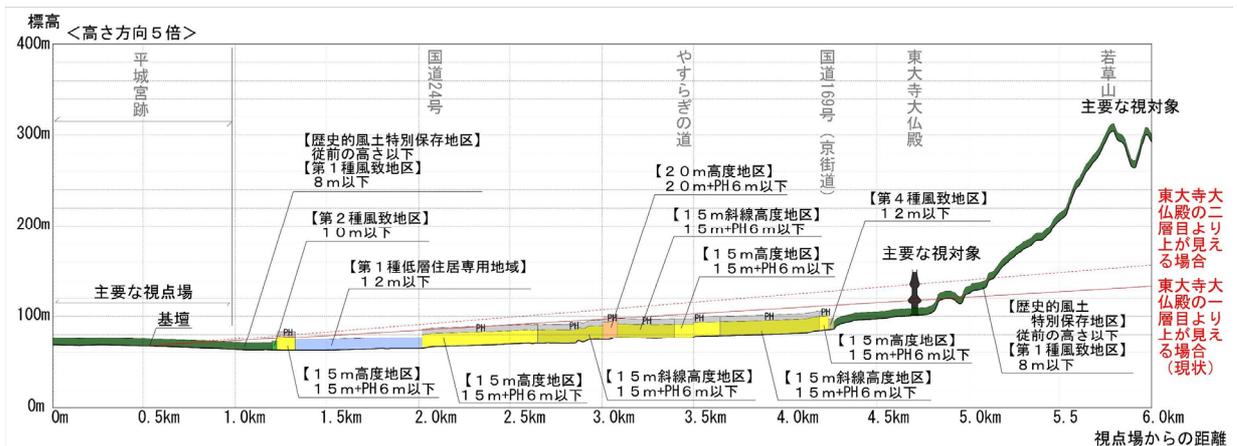
視点場と視対象の間の近景には史跡地、中遠景には市街地が広がり、眺望空間のなかには、大宮通り沿道の31m高度地区やJR奈良駅周辺の40m高度地区なども見られる。そのため、制限一杯で建てられた場合、中遠景部分であるため、若草山等の稜線を分断することはないが、麓に見える興福寺五重塔が隠れてしまうおそれ、建築物等の連なりによる圧迫感のある景観に変容してしまうおそれがある。また、建築物の色彩や屋上広告物の色彩が眺望景観を阻害する

■ 現行法による高さ規制の状況



凡 例		
歴史的風土特別保存地区／風致地区	歴史的風土特別保存地区／第1種風致地区 従前の高さ以下／高さ8m以下	高度地区
	第2種風致地区 高さ1.0m以下	
	第3種風致地区 高さ1.0m以下	
	第4種風致地区 高さ1.2m以下	
	第5種風致地区 高さ1.5m以下	
用途地域	第1種低層住居専用地域 高さ1.2m以下	
	1.5m高度地区(勾配屋根緩和型を含む) 高さ1.5m+PH6m以下	
	1.5m斜線高度地区／第3種風致地区 高さ1.5m+PH6m以下	
	2.0m高度地区 高さ2.0m+PH6m以下	
	2.5m高度地区 高さ2.5m+PH6m以下	
	3.1m高度地区 高さ3.1m+PH6m以下	
	4.0m高度地区 高さ4.0m+PH6m以下	
	景観計画区域	都市景観形成地区 (奥行10mまで) 高さ8m以下 (奥行10mから) 高さ15m以下
	上記複合	奈良町都市景観形成地区／第3種風致地区 (奥行10mまで) 高さ8m以下 (奥行10mから) 高さ10m以下
		都市景観形成地区／第4種風致地区奈良町 (奥行10mまで) 高さ8m以下 (奥行10mから) 高さ12m以下
		----- 断面線

■ 現行法による高さ規制の状況(断面図)



おそれがある。また、船橋町付近の南北道路沿道の20m高度地区の区域や平城宮跡の南東側の15m高度地区の区域では、建築物の塔屋等が東大寺大仏殿や興福寺五重塔を遮ってしまうおそれがある。そのため、建築物等や屋外広告物の高さや形態意匠等についての規制・誘導が求められる。

②整えるための視点

奈良県庁や奈良近鉄ビル、高天ビルなど、現在も高い建築物が建てられている。そのため、場所によっては興福寺五重塔が全て隠れてしまう場所もある。現存するものについては、可能な限り修景を行うことが求められる。

③活かすための視点

以前から奈良市では重要な眺望景観として位置づけており、現行の都市計画高度地区の根拠のひとつとなっている。また、奈良市都市計画マスタープランでも重要な眺望景観としてあげられている。また、奈良県「まほろば眺望スポット百選」に選定され、公募により推薦された眺望景観でもあり、多くの人々に十分に認知されている眺望景観であるといえる。

平城宮跡における国営公園としての整備にあたっては、視点場の整備も含めた眺望景観への配慮が求められる。

(3) 眺望景観の保全・活用の目標と方針

①眺望景観の保全・活用の目標

前述の「奈良らしさ」の整理より、平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望の主題（コンセプト）は、「史跡地の広がり先の先に若草山等の山並みや東大寺大仏殿がセットとなった眺望であること」といえる。

そこで、眺望景観の保全・活用の目標は、以下のとおりとする。

【眺望景観の保全・活用の目標】

～ 史跡地の空間の広がりと周囲をとりまく山並みがつくり出す

歴史と文化の香りが高く、ゆとりと潤いのある眺望景観づくり ～

②眺望景観の保全・活用の方針

眺望景観が抱える課題を解決していくため、眺望景観の保全・活用の目標を具体化した「眺望景観の保全・活用の方針」を以下のように設定する。

【眺望景観の保全・活用の方針】

守るための方針

- ・建築物等の高さや形態意匠等の景観誘導などにより、東大寺大仏殿や興福寺五重塔の前景を保全する。
- ・東大寺大仏殿の保存及びその周囲に広がる樹林の適切な管理により、それらが一体となって形成する歴史的風土を保存する。
- ・若草山の地形・植生等を含めた総合的な保全・維持管理を図る。
- ・視点場となる平城宮跡の保存と空間的な広がり保全を図る。

整えるための方針

- ・屋上施設等の修景などにより、東大寺大仏殿や興福寺五重塔への空間的な広がり形成する。

活かすための方針

- ・周辺地域の歴史文化遺産やその他の奈良らしい眺望景観等と連携し、観光資源としての積極的な活用を推進する。
- ・平城宮跡や東大寺、若草山の歴史や文化、相互の関係などを通じて眺望景観の価値を多くの人々が理解し、見る人それぞれの感性により、多様な感じ方ができるような情報発信や空間づくりを推進する。
- ・平城宮跡の史跡整備により、視点場としての魅力の向上を図る。
- ・東大寺境内の樹林の適切な管理により、東大寺境内の樹林と堂・塔頭とが一体となって形成する歴史的風土を保存し、東大寺のより一層の魅力の向上を図る。
- ・若草山と周囲の御蓋山・春日山等の山並みとが一体となった豊かな自然景観としての魅力の向上を図る。

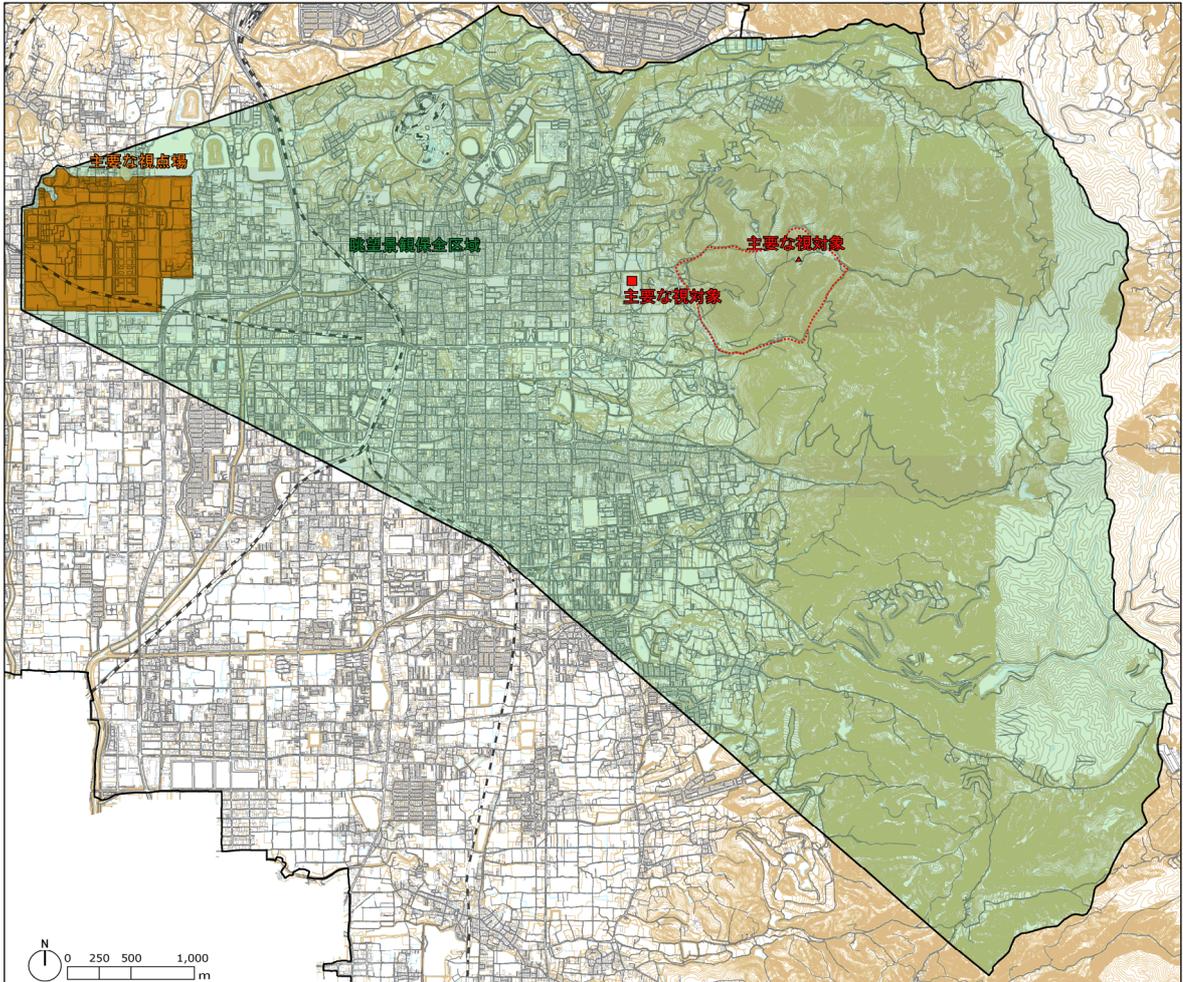
(4) 眺望景観の保全・活用の方策

①守るための方策

○対象区域

(1) ①で設定した眺望空間全体を「眺望景観保全区域」とし、守るための方策の対象区域とする。

■ 眺望景観保全区域



○施策の方向性

建築行為や開発行為等に対する規制・誘導の手法に基づき、眺望景観保全区域を3つのゾーンに区分し、それぞれの以下の方向性に基づき施策を展開していくこととする。

<ゾーンA：眺望景観の視点からの新たな規制・誘導策を講じる区域>

大規模建築物等が建築される場合、建築物の塔屋等が突出し、眺望景観のなかに映り込むおそれがある。従って、大規模行為のデザインガイドライン（都心景観区域及び市街地景観区域のうち、眺望景観保全区域を対象とする）、大宮通り沿道景観形成重点地区（眺望景観保全区域を対象とする）のデザインガイドラインの改訂による規模・塔屋等の基準の追加を検討する。また、平城宮跡の南東側の15m高度地区の区域においても、眺望景観に配慮するための同様のガイドラインの適用を検討する。

また、眺望景観を阻害するおそれのある高さや規模の建築物の建築等にあたっての景観シミュレーションや景観審議会風致デザイン部会委員の意見聴取の義務付けを検討する。

特に、船橋町付近の南北道路沿道の20m高度地区の区域については、塔屋などの屋上施設が東大寺大仏殿を遮るおそれがあるため、高度地区の指定変更なども見据えたより厳格な高さ規制を行うための検討・調整を進める。

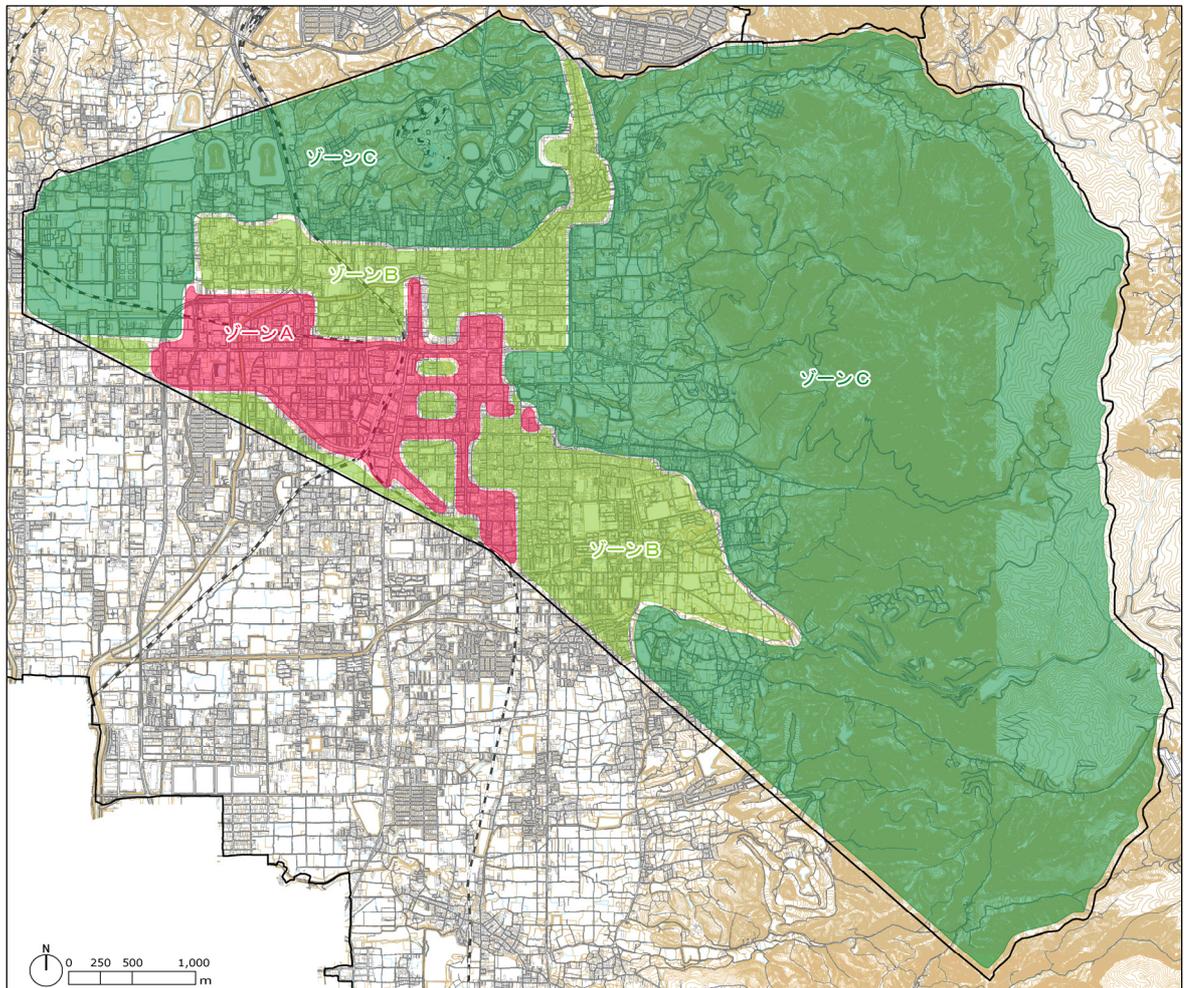
＜ゾーンB：現行の法制度に基づく規制・誘導を基本とし、必要に応じて配慮を求める区域＞

現行の高度地区や風致地区に基づき、建築物等の高さや形態意匠を規制・誘導するとともに、平城宮跡から東大寺大仏殿等への眺望景観を阻害するおそれのある高さや規模の建築物の建築等にあたっての景観シミュレーションや景観審議会風致デザイン部会の意見聴取の義務付けを検討する。

＜ゾーンC：現行の法制度に基づき規制・誘導を図る区域＞

現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝、天然記念物等の文化財の指定に基づき、歴史的建造物の保存や樹林や山林等の適切な保存管理等を推進する。また、歴史的風土特別保存地区内については、買取り制度の活用による買取りと適切な維持管理を推進する。

■ 守るための施策の方向性に係る区域区分



②整えるための方策

○対象区域

「眺望景観保全区域」を対象とする。

○施策の方向性

景観阻害要素の除去や修景のための助成制度の創設を検討し、所有者等との調整のもとに屋

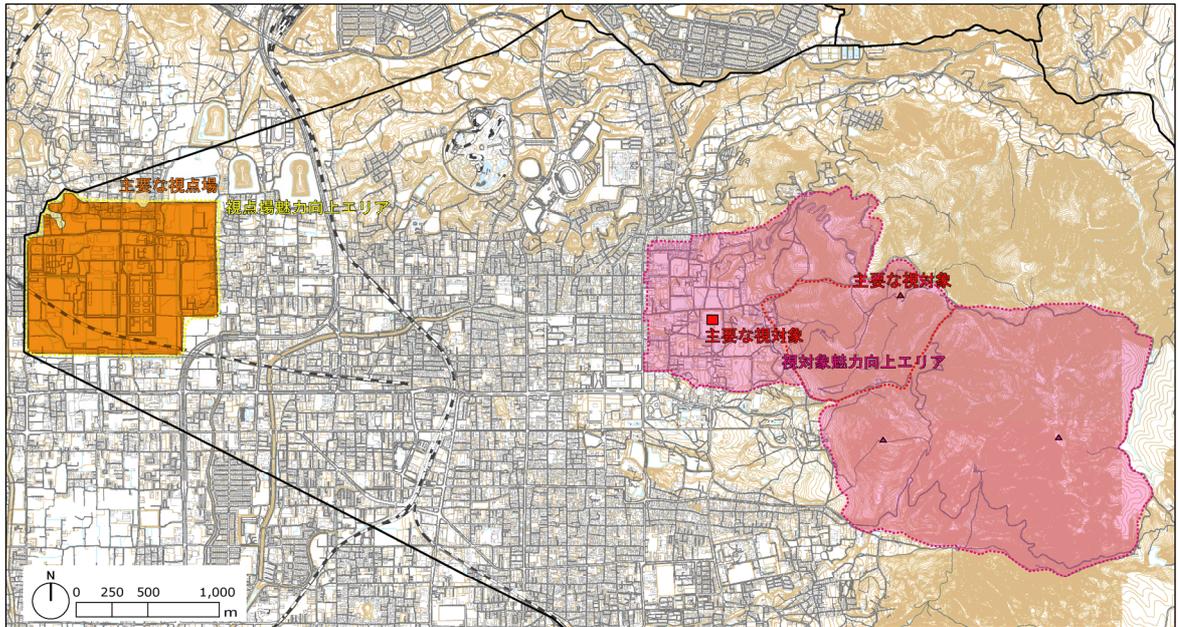
外広告物や塔屋をはじめとした既に景観を阻害している要素の修景を進める。

③活かすための方策

○対象区域

(1) ①で設定した「主要な視点場と一体となって価値を形成する区域」を「視点場魅力向上エリア」、「主要な視対象と一体となって価値を形成する区域」を「視対象魅力向上エリア」に設定し、活かすための方策の対象区域とする。

■ 視点場魅力向上エリア及び視対象魅力向上エリア



○施策の方向性

<視点場魅力向上エリア>

周辺地域の歴史文化遺産と連携した観光ルートの創設や観光マップの作成などにより、眺望景観を観光資源として積極的に活用していく。また、より多くの人々が、眺望景観から平城宮跡や東大寺、若草山の歴史や文化、相互の関係などを感じられるよう、奈良市ホームページや情報誌等を通じて眺望景観に関する情報を積極的に発信する。

平城宮跡の視点場としての魅力を維持・向上していくため、より多くの人々が眺望景観の価値を理解できるよう、眺望景観を解説する案内板の設置などの視点場としての整備を進めるとともに、史跡地の空間の広がりや周囲をとりまく山並みがつくり出す歴史と文化の香りが高く、ゆとりと潤いのある眺望景観の保全に配慮した国営公園としての整備を進める。

<視対象魅力向上エリア>

視対象の魅力の維持・向上のため、東大寺については、境内の堂や塔頭と周囲の樹林とが一体となった歴史的風土を感じられるよう、史跡東大寺旧境内として、境内地の景観を特徴づける松、桜、杉等の樹木や観音山の樹林などの適切な維持・管理を行う。

また、若草山については、周囲の御蓋山・春日山等の山並みについては、現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝、天然記念物等の文化財の指定に基づく適切な保存・管理を実施する。また、歴史的風土特別保存地区内については、買取り制度の活用による買取りと適切な維持管理を推進する。山林については、ナラ枯れ対策や台風等による被害木への対処

ならびに森林の多様な機能を高度に発揮させるための景観施業を推進する。

また、若草山、御蓋山及び春日山は、地域住民等との協働による山林・樹林の管理や地域の自然環境や歴史を学ぶ場としての活用を検討する。